

中央公民館運営事業
令和 7 年度 自治公民館講座 開設要項

1 事業概要及び目的

多様な価値観に対応した社会教育推進の取り組みとして、自治公民館が主体となった講座の開設を支援し、学習活動を通じた自治公民館活動の活性化及び地域連帯意識の向上を図る。

2 申請受付及び実施期間

- (1) 申請期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日まで
※予算に達し次第受付終了とする
- (2) 実施期間 令和 7 年 4 月 15 日から令和 8 年 3 月 13 日まで

3 対象者

浦添市内 41 自治会会員及び地域住民

4 開設要件

(1) 運営について

- ・ 自治公民館より運営委員を 1 名選任し、講座責任者として、申請から実施後の報告まで遂行できること。
- ・ 講座開設において、財源として他の助成金などを受けていないこと。

(2) 講座内容について

- ・ 内容は、地域課題や地域住民の学習ニーズを踏まえ設定すること。
- ・ 政党特定の政治的、宗教的または営利を目的とした内容でないこと。
- ・ 講座回数は年間 5 回以内とし、時間は 1 回につき原則 2 時間とする。
- ・ Zoom 等を活用したオンラインでの講座は可とする。

(3) 実施場所について

- ・ 会場や日程は各自で確保、設定すること。
- ・ 会場使用料や教材費などは自治公民館または参加者の負担とする。

(4) 講師について

- ・ 各自治公民館で選定すること。
- ・ 講師は、浦添市へ口座登録(債権者登録)を行うこと。

5 社会教育推進課支援内容

(1) 講師謝金

- ・ 1 講座につき、1 回 7,000 円(3,500 円×2 時間)とし、5 回分 35,000 円(7,000 円×5 回)を上限とする。源泉徴収額 10.21%差引あり。
- ・ 浦添市より年間(1月～12月)5 万円を超える支払いがある講師は、マイナンバーの確認を行う場合あり。

(2) 運営委員謝金

1 回 1,000 円とする。

(3) 講座開設及び運営の助言

社会教育推進課は、講師の選定や学習計画等、講座の開設及び運営において、必要に応じた助言を行う。

6 申請手続き

(1) 講座を開設しようとする自治公民館は、申請書(様式第 1 号)を社会教育推進課へ提出する。

(2) 社会教育推進課は、提出された申請書の内容を確認し、2 週間以内に開設承認通知書(様式第 2 号)を自治公民館長あてに交付する。

(3) 自治公民館は、全講座終了後、2 週間以内に実績報告書(様式第 3 号)及び学習会の内容がわかる関係資料(配布テキスト・写真等)、講師・運営委員の債権者登録を社会教育推進課へ提出する。

(4) 社会教育推進課は、提出された報告書の内容を確認し、2～3 週間後を目途に、指定する金融機関へ謝礼金を振込む。

7 変更または中止

講師・運営委員・講座回数等の変更または講座を取りやめる場合は、変更・中止届(様式第 4 号)を社会教育推進課へ提出すること。なお、学習内容に大きく変更が生じるときや、承認期間を過ぎる場合は、再度申請手続きを行うこととする。

8 担当部署・問い合わせ先

浦添市教育委員会 社会教育推進課 (浦添市立中央公民館)

電話 | 098-879-5503

メール | kominkan@city.urasoe.lg.jp